# 第5章 環境配慮指針

### 第5章 環境配慮指針

## 5.1 市民の環境配慮指針

私たち市民は、日常生活のさまざまな行為を通じて、直接的・間接的に環境に負荷を与えています。

このため、市民は、自らの行動が環境へ及ぼす影響を認識し、環境保全の意識を高めていくことが大切です。また、日常のあらゆる場面において環境への負荷を低減するため、省エネルギーや廃棄物の減量、水環境の保全などに取り組むことが求められます。

以下では、市民の皆様に実践してほしい環境配慮の具体例を示します。これを参考にして自らの生活を見直し、できるだけ多くの取り組みを実行しましょう。

基本	FЯ	橿	1
巫科	^ 🗆	177	٠.

### 安全・安心な暮らしを守る (生活環境の保全)

メエ メルタインして 1 10 (土山県児の休主)	
個別施策 (〇施策項目)	市民の環境配慮指針
水環境の保全 ○地下水の保全 ○生活排水対策 ○監視・調査の継続実施	<ul> <li>・雨水の地下への浸透に配慮した庭を作り、緑化を推進します。</li> <li>・地下水の適正な利用に努めます。</li> <li>・水環境についての知識を深め、家庭における生活排水対策に協力します。</li> <li>・食べ残しや油などは、流しから排水に流れないよう水切り袋などを使用します。</li> <li>・洗剤の使用量を減らすとともに、合成洗剤の使用はできるだけ控えます。</li> <li>・下水道区域では速やかに接続し、区域外では浄化槽を設置し、維持管理の適正化に努めます。</li> </ul>
大気環境の保全  ○大気汚染防止対策  ○悪臭防止対策  ○監視・調査の継続実施	<ul> <li>・自動車の運転は、急発進や空ぶかしをせず、アイドリングストップに心がけます。</li> <li>・低公害車や最新規制適合車を購入するように努めます。</li> <li>・外出の際には、自転車や公共交通機関を利用し、自家用車の利用を控えます。</li> <li>・大気を浄化するため、庭やベランダなどの緑化に努めます。</li> <li>・家庭における悪臭の発生防止に努めます。</li> </ul>
生活環境の保全     〇騒音・振動対策     〇土壌汚染対策     〇有害化学物質の排出防止対策     〇監視・調査の継続実施	<ul><li>・自動車等の適正管理に努め、騒音・振動防止に努めます。</li><li>・近所迷惑となるような生活騒音の防止に努めます。</li><li>・廃棄物からの汚染物質の流出や、排水による土壌汚染の防止に協力します。</li></ul>

### 基本目標 2.

# 自然と共生し緑豊かなまちをめざす(自然環境の保全と創造)

個別施策 (○施策項目)	市民の環境配慮指針
自然環境・景観の保全     ○動植物の生態系の保全     ○動植物の生息・生育情報の収集・分析     ○草原景観の再生     ○世界文化遺産への登録     推進	<ul> <li>・身近な自然や動植物に関心を持ちます。</li> <li>・身近な公園、緑地、水辺などの自然の豊かな場所の保全に協力します。</li> <li>・動植物をむやみに捕獲・採集したり、持ち帰ったりしないようにします。</li> <li>・貴重な動植物が生息する場所は、地域のかけがえのない場所として大切にします。</li> <li>・外来種の魚や動物を自然界に放さないようにします。</li> <li>・文化財の調査研究に協力します。</li> <li>・地域の歴史や文化、景観資源などを大切にします。</li> <li>・地域の郷土芸能やお祭りなどの行事に積極的に参加します。</li> <li>・歴史、文化に関する講座や体験学習に参加します。</li> </ul>
農地・森林の保全 ○農地の保全 ○森林の保全	<ul> <li>担い手の確保や農業後継者の育成に協力します。</li> <li>遊休農地や耕作放棄地の解消に積極的に努めます。</li> <li>農産物直売所を利用するなど、地元の農産物を積極的に購入します。</li> <li>農地や森林の価値を理解し、各種の活動やイベントに積極的に参加します。</li> <li>植栽活動に積極的に参加協力します。</li> <li>地元の木材の積極的な活用に努めます。</li> <li>緑の少年団の活動に参加します。</li> </ul>
<ul><li>自然とふれあいの確保</li><li>〇自然とふれあう場の保全と創出</li><li>〇多様な自然とふれあいの場の推進</li></ul>	<ul> <li>・街路樹や公園などの身近な緑や水辺を大切にします。</li> <li>・自然観察会や自然保護活動に参加して、自然についての知識と理解を深めます。</li> <li>・ホタルが生息できる水辺環境の整備など、自然を回復する活動に積極的に参加します。</li> <li>・自然の中での遊びやレクリエーションを楽しみながら、健康づくりに努めます。</li> <li>・観光農園の利用や林業・農業体験に積極的に参加します。</li> </ul>

### 基本目標 3.

# ごみの減量と資源の有効活用をめざす (循環型社会の構築)

────────────────────────────────────	市民の環境配慮指針
廃棄物の適正な排出と処理 ○廃棄物減量化の推進 ○不法投棄の防止 ○廃棄物の適正な排出の 指導強化	<ul> <li>ごみはルールを守って、きちんと分別して出します。</li> <li>買い物はマイバッグを持参し、レジ袋はもらわないように努めます。</li> <li>過剰包装は断り、簡素な包装の商品を選びます。</li> <li>資源ごみは購入先の店頭回収に出し、製造・販売者による処理を促します。</li> <li>使い捨ての商品より、繰り返し利用可能な商品を選びます。</li> <li>洗剤、調味料などは詰め替え可能な商品を選びます。</li> <li>必要なものを必要な分だけ購入します。</li> <li>エコクッキング(必要以上に料理を作りすぎないように、食べ残しをしないように)に努めます。</li> <li>生ごみの排出時は、水気をよく切って減量に心がけます。</li> <li>・不法投棄を見つけたら速やかに市や警察に通報します。</li> <li>・空き缶やたばこのポイ捨て防止について、地域ぐるみでモラルの向上に努めます。</li> <li>・不法投棄監視パトロールに参加、協力します。</li> <li>・防護柵やネットを設置するなど、不法投棄されない環境づくりに努めます。</li> <li>・ゴミの処理についてはルールを守り、適正に処理します。</li> <li>・バイキングやキャンプなどのレジャーやレクリエーションでのごみは、必ず持ち帰ります。</li> <li>・ごみを焼却(屋外焼却)しないようにします。</li> </ul>
資源循環型社会の形成のディックに対する	・グリーン購入、エコマーク商品の購入を心がけます。
○ごみのリサイクル ○バイオマス資源の活用	<ul><li>・リサイクルショップやフリーマーケットなどを上手に活用して、不用品のリサイクルに努めます。</li></ul>
2	<ul><li>生ごみのリサイクル(畑のある家は畑に埋めて堆肥化など) に努めます。</li></ul>

### 基本目標 4.

## 地球を守るために地域から行動する (地球環境への貢献)

1017でする。この1つ1920年の1920年		
個別施策 (〇施策項目)	市民の環境配慮指針	
地球温暖化防止対策の推進 の地球温暖化防止対策の推進 の省資源・省エネルギー の促進 の新エネルギーの導入促 進	<ul> <li>・プロン類の適正な回収に協力します。</li> <li>・近所に出かけるときは、徒歩や自転車を利用します。</li> <li>・遠くに出かけるときは、バスや鉄道などの公共交通機関を利用します。</li> <li>・二酸化炭素の吸収源となる緑の保全に努めます。</li> <li>・環境家計簿をつけるなどして、電気、ガス、水道などの節約に心がけます。</li> <li>・テレビや照明などは、必要がないときはこまめに消して、節電に心がけます。</li> <li>・冷暖房機器の設定温度(冷房は28℃、暖房は20℃を目安)や使用時間を適正に管理します。</li> <li>・エアコンや掃除機などのフィルターはこまめに掃除します。</li> <li>・家電製品を購入する際は、省エネルギー製品を購入するように努めます。</li> <li>・入浴時は、家族が続けて入ることで追い炊きを控えます。</li> <li>・歯磨き、洗顔、シャワーのときなど、水を出しっぱなしにしないよう努めます。</li> <li>・お風呂の残り湯は洗濯などに、雨水は雨水貯留槽などに溜め、植木への水まきや洗車などの再利用に努めます。</li> <li>・自動車の運転は、急発進や空ぶかしをせず、アイドリングストップに心がけます。</li> <li>・自動車は定期的に点検を行い、タイヤの空気圧などについて適正な状態での運転を心がけます。</li> <li>・省エネルギー型の住宅建築や太陽光・太陽熱などを利用する製品、機器の使用に努めます。</li> <li>・住宅の新築や改築の際には、高気密・高断熱のものにするよう努めます。</li> </ul>	
	0, 2,2,5,0,0,0	

### 基本目標 5.

# 環境問題への意欲的な取り組みの推進(市民の参加と協力による環境保全)

個別施策 (○施策項目)	市民の環境配慮指針
環境教育の推進 〇地域の環境学習の推進 〇小中学校における環境教育の推進	<ul> <li>・環境の講習会やイベント、環境関連施設見学会などに積極的に参加し、環境保全に関する知識を深めます。</li> <li>・こどもエコクラブに参加・協力します。</li> <li>・環境に関するコンクールに応募します。</li> <li>・環境家計簿などを使って、日常生活における環境負荷などについて、家庭で話し合います。</li> </ul>
環境保全活動の推進 ○市民・事業者の自主的な環境保全・美化活動の推進 ○環境保全活動を通した各主体間の連携・協力の推進 ○環境情報の提供	<ul> <li>・自治会の活動に積極的に参加します。</li> <li>・市内一斉クリーン作戦など地域の環境美化活動に積極的に参加します。</li> <li>・近所の人に地域の活動、イベントへの参加を呼びかけます。</li> <li>・農業などの体験学習に参加・協力します。</li> <li>・ペットのフンは飼い主が責任を持って始末します。また、大の放し飼いをしないなど、ペット飼育のマナーを守ります。</li> <li>・空き地の除草など所有地の適正な管理に努めます。</li> <li>・事業者による環境保全活動に関心を持ちます。</li> <li>・広報紙やホームページなどに掲載されている環境情報を活用します。</li> <li>・テレビ、本、新聞などを通じて、環境問題について自ら情報を収集し、正しい知識を深めます。</li> <li>・広報による環境に関係するイベント情報の提供や活動情報の紹介に協力します。</li> </ul>

## 5.2 事業者の環境配慮指針

事業者は、製品の製造やサービスの提供のほか、物資の輸送や廃棄といった過程において も、環境に大きな負荷を与えています。

このため、事業者は、事業活動と合わせて、環境に配慮した活動も進めていく必要があります。

環境に配慮した活動を進めていくためには、日常の事業活動において省エネルギーや省資源、自動車の適正な使用、廃棄物の減量、良好な環境の創出などに取り組み、環境への負荷を低減するための努力を重ねていくことが大切です。

また、事業者は、地域社会の一員として、市民や関係機関との協力のもとに地域の環境の 保全・創出に積極的に取り組むことが求められています。

以下では、事業者の皆様に実践してほしい環境配慮の具体例を示します。これを参考にして自らの事業活動を見直し、できるだけ多くの取り組みを実行しましょう。



#### 基本目標 1.

# 安全・安心な暮らしを守る (生活環境の保全)

個別施策 (〇施策項目)	事業者の環境配慮指針	
水環境の保全 〇地下水の保全 〇生活排水対策 〇監視・調査の継続実施	<ul> <li>・法令に基づく公害防止対策を推進します。</li> <li>・災害、事故対策として緊急時対策マニュアルを策定します。</li> <li>・住民からの苦情については、迅速に対応します。</li> <li>・環境基準などを遵守し、事業所からの排水を適正に処理します。</li> <li>・下水道及び農集排区域では速やかに接続し、区域外では合併処理浄化槽を設置し、維持管理の適正化に努めます。</li> <li>・地下水の適切な利用に努めます。</li> <li>・雨水の地下への浸透に配慮した敷地(駐車場などは透水性舗装を採用)の管理に努めます。</li> </ul>	
大気環境の保全	<ul> <li>・法令に基づく公害防止対策を推進します。</li> <li>・災害、事故対策として緊急時対策マニュアルを策定します。</li> <li>・住民からの苦情については、迅速に対応します。</li> <li>・環境基準などを遵守し、事業所からの排出ガスの管理を徹底します。</li> <li>・自動車の運転は、急発進や空ぶかしをせず、アイドリングストップに心がけます。</li> <li>・低公害車や最新規制適合車の導入に努めます。</li> <li>・公共交通機関の利用を心がけます。</li> <li>・大気を浄化するため、敷地やその周辺の緑化に努めます。</li> <li>・事業活動に伴う悪臭対策を強化し、悪臭の発生防止に努めます。</li> <li>・焼却炉の使用及び屋外焼却の規制を守ります。</li> </ul>	
生活環境の保全	<ul> <li>・法令に基づく公害防止対策を推進します。</li> <li>・災害、事故対策として緊急時対策マニュアルを策定します。</li> <li>・住民からの苦情については、迅速に対応します。</li> <li>・環境基準などを遵守し、事業所における騒音・振動・土壌汚染の防止に努めます。</li> <li>・公共交通機関の利用を心がけます。</li> <li>・車両の適正管理に努め、騒音・振動の防止を徹底します。</li> <li>・工事の際は、近隣の環境に配慮した作業時間の設定、防音壁の設置、低騒音型機械の使用に努めます。</li> <li>・PRTR法*24に基づき、事業所における有害化学物質の保管・使用・輸送・廃棄などについて、適正な管理に努めます。</li> <li>・有害化学物質を使用しない工程への変更に努めます。</li> <li>・焼却炉の使用及び屋外焼却の規制を守ります。</li> </ul>	

<sup>\*24</sup> PRTR(化学物質排出移動量届出制度):有害性のある多種多様な化学物質が、どんな発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物などに含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握、集計、公表する仕組みのこと。

### 基本目標 2.

# 自然と共生し緑豊かなまちをめざす(自然環境の保全と創造)

ロがとノユーの小型のであっていて、「日が株式の大工に制造」		
個別施策 (○施策項目)	事業者の環境配慮指針	
自然環境・景観の保全	<ul> <li>・動植物の保護活動に参加・協力します。</li> <li>・開発行為などの事業活動では、森林・野生動植物などの自然環境や生態系への負荷を少なくするよう配慮します。</li> <li>・工事は、生態系に配慮した工法や時期を選択し、工事完了後には復元に努めます。</li> <li>・地域の歴史的建築物・文化財などの保全活動を積極的に支援します。</li> <li>・文化財の調査研究に協力します。</li> <li>・開発にあたり、埋蔵物などが出土した際は市に連絡します。</li> <li>・地域の郷土芸能やお祭り、郷土の歴史や文化の学習活動に参加します。</li> <li>・建築物や広告物は、周辺環境との調和を図り、景観・美観に配慮します。</li> <li>・開発事業の際には、地域の自然や景観に配慮しながら、緑化に努めます。</li> </ul>	
農地・森林の保全 ○農地の保全 ○森林の保全	<ul> <li>・環境保全型農業(農薬や化学肥料などの使用削減)に積極的に取り組み、消費者が安心できる作物を作ります。</li> <li>・農業用廃材は販売店回収などを利用し、適正に処理します。</li> <li>・店舗では、地元の安全な農産物を積極的に取り扱い、生産者と消費者の顔の見える関係づくりを行います。</li> <li>・学校給食への安全な地元の農産物使用に協力します。</li> <li>・農道、用排水路整備事業など、自然環境に配慮した農業基盤の整備に協力します。</li> <li>・農地、森林の減少につながる開発抑制に協力します。</li> <li>・遊休農地の有効活用と森林の適正な維持管理に努めます。</li> <li>・農業後継者の育成や森林の担い手に協力します。</li> <li>・森林の維持・管理活動に参加・協力します。</li> <li>・森林の維持・管理活動に参加・協力します。</li> <li>・緑の少年団の活動を支援します。</li> </ul>	
自然とふれあいの確保 〇自然とふれあう場の保 全と創出 〇多様な自然とふれあい の場の推進	<ul><li>・自然観察会や林業体験、農業体験イベントに参加・協力します。</li><li>・自然環境に配慮した事業活動を推進します。</li><li>・市民とふれあえる機会をもつために、自然関連のイベントや交流会を開催します。</li><li>・保養施設の活用など自然とふれあう機会づくりを積極的に進めます。</li></ul>	

### 基本目標 3.

# ごみの減量と資源の有効活用をめざす (循環型社会の構築)

個別施策 (○施策項目)	事業者の環境配慮指針
廃棄物の適正な排出と処理 ○廃棄物減量化の推進 ○不法投棄の防止 ○廃棄物の適正な排出の 指導強化	<ul> <li>ごみ減量化計画などを策定し、計画的なごみ減量に取り組みます。</li> <li>ごみの分別やリサイクルなどを積極的に行い、廃棄物の排出抑制に努めます。</li> <li>週剰包装を自粛し、消費者へ簡素な包装の理解を求めます。</li> <li>修理しやすい構造にしたり、耐久性を向上させるなど、製品の長寿命化を進めます。</li> <li>事務のペーパーレス化を図り、紙の節約に努めます。</li> <li>ごみの排出が少ない事務用品、備品などの購入に努めます。</li> <li>職場におけるごみの減量化を推進します。</li> <li>事業系廃棄物は、排出者責任の原則に従い、適正な処理を行うとともに、産業廃棄物の処理委託に当たっては、最終処分まで責任を持って管理します。</li> <li>化学物質排出移動量届出制度(PRTR)を守ります。</li> <li>でみの処理についたの・一次を守ります。</li> <li>でみの処理についたの・一次を守ります。</li> <li>でみの処理についたを守り、適正に処理します。</li> <li>不法投棄監視パトロールに参加・協力します。</li> <li>・不法投棄監視パトロールに参加・協力します。</li> <li>・所護柵やネットを設置するなど、不法投棄されない環境づくりに努めます。</li> <li>・防護柵やネットを設置するなど、不法投棄されない環境づくりに努めます。</li> <li>・院却炉の使用及び屋外焼却の規制を守ります。</li> <li>・療畜排せつ物の野積みや素掘りは行なわず、適正に処理します。</li> <li>・農業用廃材は販売店回収などを利用し、適正に処理します。</li> </ul>
資源循環型社会の形成 Oごみのリサイクル Oバイオマス資源の活用	<ul> <li>・職場におけるリサイクルを推進します。</li> <li>・不用品などのリサイクルに努めます。</li> <li>・グリーン購入、エコマーク商品の購入を積極的に進めます。</li> <li>・古紙の回収、再生紙の利用を心がけます。</li> <li>・再使用やリサイクルしやすい製品の製造・販売に努め、販売の際には、わかりやすい説明表示を心がけます。</li> <li>・事業者間でリサイクルの連携体制(利用可能な資源は協力して再利用)を整備します。</li> <li>・販売した製品や白色トレイ、牛乳パックなどの容器包装類の回収拠点を店舗へ設置し、リサイクルの推進に努めます。</li> <li>・家畜排せつ物は適正に堆肥化して有効利用します。</li> </ul>

#### 基本目標 4.

### 地球を守るために地域から行動する (地球環境への貢献)

地球を守るために地域	から行動する(地球環境への貢献)	
	個別施策 (○施策項目)	事業者の環境配慮指針
	地球温暖化防止対策の推進 ○地球温暖化防止対策の 推進 ○省資源・省エネルギー の促進 ○新エネルギーの導入促 進	・脱フロン型の生産体制の整備やフロン類の適正な回収・処理に努めます。 ・酸性雨原因物質(工場や自動車からの排出ガス)の排出抑制に努めます。 ・バスや鉄道などの公共交通機関や自転車の利用に努めます。 ・物資や製品の輸送に当たっては、共同輸送や公共交通機関の利用など、効率化に努めます。 ・環境マネジメントシステムの導入を進めます。 ・環境マネジメントシステムの導入を進めます。 ・電気、ガス、水道などの節約に心がけ、省エネルギーに努めます。 ・事業所内での冷暖房は適温(冷房は28℃、暖房は20℃を目安)で使用します。 ・環境への負荷の少ない商品の開発、販売に努めます。 ・環境への負荷の少ない商品の開発、販売に努めます。 ・非舗装面積の確保に努めます。 ・非舗装面積の確保に努めます。 ・自動車の点検・整備を適正に行い、使用の際には急発進や空ぶかしをせず、アイドリングストップに心がけます。 ・自動車を購入する際には、低公害車や最新規制適合車の計画的な導入に努めます。 ・業務用の設備・空調などを導入・更新する際には、省エネ型のものを選びます。 ・生産ラインの省エネルギー化や排熱利用など、エネルギーの効率的な利用を積極的に進めます。

・事業所の採光の工夫や太陽光を利用した設備の導入など、 環境にやさしい自然エネルギーの利用に努めます。

### 基本目標 5.

# 環境問題への意欲的な取り組みの推進(市民の参加と協力による環境保全)

個別施策 (〇施策項目)	事業者の環境配慮指針
環境教育の推進 〇地域の環境学習の推進 〇小中学校における環境教育の推進	<ul><li>・職場における環境研修・環境教育の推進に努めます。</li><li>・行政やNPOなどが行う環境学習会などへの参加・協力に努めます。</li><li>・環境保全に関連した施設の見学会などに協力します。</li><li>・自然とふれあう場の整備に協力します。</li><li>・自然観察会などの体験学習に参加・協力します。</li></ul>
環境保全活動の推進 <ul><li>○市民・事業者の自主的な環境保全・美化活動の推進</li><li>○環境保全活動を通した各主体間の連携・協力の推進</li><li>○環境情報の提供</li></ul>	<ul> <li>・職場、地域における環境保全活動を推進します。</li> <li>・環境保全活動に従業員が参加しやすい体制づくりを進めます。</li> <li>・ISO14001の認証取得など、環境保全に向けて社内体制の整備を進めます。</li> <li>・地元住民との公害防止に関する協定などのルールづくりを進めます。</li> <li>・地元住民と協力して、地域における美化活動などに積極的に参加します。</li> <li>・市の広報やホームページなどに掲載されている環境情報を活用します。</li> <li>・社内報に環境関連の記事を掲載します。</li> <li>・環境に関する情報を市民に公開するよう努めます。</li> <li>・環境保護団体、環境ボランティア活動などを支援します。</li> <li>・他の事業者や市民、関係機関と連携・協力し、環境保全に取り組みます。</li> </ul>

# 5.3 主要な業種別の環境配慮指針

事業者の環境配慮の具体例については、主要な業種別にも示しますので、自らの事業活動を見直し、できるだけ多くの取り組みを実行しましょう。

業種区分	事業者の環境配慮指針
	・使用済ビニール、プラスチック類は、屋外焼却は行わず、販売店回収などを利 用するなど適正に処理します。
農業・林業	・農薬や化学肥料は適正に使用・管理します。
	<ul><li>・遊休農地の有効な活用について検討します。</li><li>・人工林の管理・育成により、森林の公的機能の維持に努めます。</li></ul>
	・人工体の管理・自成により、森林の公的機能の維持に劣めます。 ・農地や山林からの「バイオマス資源」を積極的に活用することを検討します。
	・建設機械や工事用車両により、周辺に著しい騒音振動などの影響を与えないように配慮します。
	・建設工事における省エネルギーや水利用の効率化などの技術開発を推進します。
W	・建設資材は、再生品や再生利用可能なものを利用するように心がけます。
建設業	・環境に配慮した工法を積極的に採用します。
	・分別解体と建設廃棄物の再資源化を進めます。
	・建設工事に伴って発生する廃棄物の減量と適正処理を推進します。
	・長寿命型及び省エネルギー型の建築物の開発普及を進めます。
	・建築物の整備などに際しては、周辺の景観や自然の保全に配慮します。
	・製造工程における大気汚染、水質汚濁、騒音振動などに関する自主的な管理目
	標を設定します。
	・定期的に測定調査を行い、公害の未然防止に努めます。
	・生産工程で使用する化学物質は、使用、管理、保管、廃棄の各段階で漏洩防止
	を徹底するなど、適正に管理します。
製造業	・原材料の減量化、エネルギー使用の見直し、再生利用可能な資材の活用などを
	行い、省資源、省エネルギーを推進します。
	・原材料は、再生資源などの環境への負荷が少ないものを優先的に使用します。
	・製品の長寿命化や修理体制の構築などを推進します。
	・使用済製品の回収体制の整備を進めます。
	・廃棄物の減量化や再利用を図るとともに、適正な処理処分に配慮します。

業種区分	事業者の環境配慮指針
運輸業	・業務で使用する自動車が、周辺に著しい大気汚染、騒音、振動などの影響を及
	ぼさないように配慮します。
	・施設設備や機材などは、定期的に点検整備を行います。
	・自動車を購入する際には、燃費などに配慮するとともに、低公害車や最新規制
	適合車の導入を推進します。
	・自動車の点検整備を適正に行い、使用の際には急発進や空ぶかしはせず、アイ
	ドリングストップに心がけます。
	・輸送用車両は、荷物の過積載の防止などに努めます。
	・荷主荷受側との調整により、共同輸配送の推進、一括納入など、物流の合理化
	に努めます。
	・運輸に使用する梱包材などの資材は、リユース(再使用)又はリサイクル(再
	生利用)するよう努めます。
卸売・小の食業	・調理くずや油を下水道などへ流さないように努めます。
	・看板広告などの設置に当たっては、周辺の景観と調和するように配慮します。
	・営業騒音などが周辺に悪影響を及ぼさないよう配慮します。
	・店舗内の空調機器やボイラーなどは、定期的に点検整備を行います。
	・機材や設備の導入更新に際しては、省エネルギー型や節水型を選択します。
	・製造業者、運輸業者などと連携を図り、共同配送の推進など、配送システムの
	見直しを行い、物流の合理化に努めます。
	・再生品やエコマーク商品など、環境への負荷が少ない商品の販売を推進しま
	す。
	・配送時における梱包の簡素化再利用を推進します。
	・販売時の包装の簡素化や合理化に努め、過剰包装の自粛に取り組みます。
	・マイバッグ持参の呼びかけやポイント制の導入などにより、レジ袋の削減に取
	り組みます。
	・店舗で販売した商品や包装容器などの回収を行い、リサイクルの推進に努めま
	す。
	・食品廃棄物の減量化リサイクルの推進に努めます。